

家畜衛生だより



令和元年5月第8号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

注射針の残留を防止しましょう！

豚枝肉に注射針が残留する事例が多発しています。

注射針の残留は、畜産物に対する消費者の信頼を損ない、と畜場、流通業者等関係者に迷惑をかけるだけでなく、多額の損害賠償を請求される可能性があります。注射針残留事故を防ぐために、以下の点に留意して作業を行ってください。

1. 折れにくく、埋没しにくい注射針を使用する。

2. 曲がったり破損した針を再使用しない。

3. 注射を行う際は適切に保定する。

4. 注射一回ごとに針の折曲がりや破損の有無を確認する。

5. 注射針の入荷・使用・廃棄時の記録をとり、在庫本数を必ず把握する。

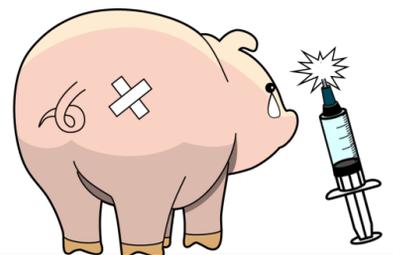
6. 豚体に残留した場合は速やかに除去し、除去不可能な場合は、出荷まで個体と残留部位とが判別できるように管理する。

7. 在庫本数が合わない場合、残留の疑いがある豚房ごとに追跡する。

※例えば、タッグ・スプレーペンキなどで「注射針が残留した可能性のある豚を示すタグの装着」と「注射部位のマーキング」を行い、併せて記録簿等で管理する等

8. と畜場 出荷時には「注射針残留の疑いがある豚」であることを必ず申告する。

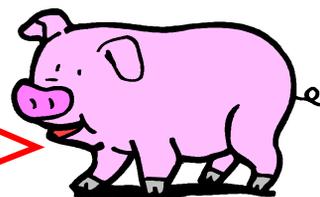
※カットセンターでは金属探知機による残留針の検査を行っていますが21G×5/8注射針は探知できません。



○動物用医薬品の適正使用について

◆ 動物用医薬品は用法・用量及び使用上の注意を守って使用しましょう！

定められた用法・用量・使用禁止期間(休薬期間)等を守らないと、畜産物に医薬品が残留し、回収や廃棄になります！



動物用医薬品を問題なく使用するために必ず使用記録をつけましょう！

薬品名、対象動物、使用期間、使用量、出荷可能日などを記録することで、使用内容のチェックが可能となります。



動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書は、必ず使用記録といっしょに保管しましょう。

わからないことがあればすぐに獣医師に相談しましょう

○使用禁止期間(休薬期間)の一例(豚)

- ・アイボメックプレミックス、イベルメクチン散 7日間
- ・アイボメック注、イベルメクチン注 35日間
- ・メイポール10 7日間
- ・パコマ 2日間
- ・クリアキル、アストップ 5日間
- ・ワクチン 28日～6か月(製品による)

県内でPED続発中！！(84～86例目)

	確定 診断日	発生農場	症状
84例目	4月29日	県北東部の1農場 (約3,300頭飼養の一貫農場)	・肥育豚15頭で黄色・泥状水様性下痢
85例目	5月13日	県北東部の1農場 (約3,600頭飼養の一貫農場)	・繁殖雌豚76頭で嘔吐 ・哺乳豚140頭で嘔吐・下痢、うち2頭死亡
86例目	5月14日	県北東部の1農場 (約600頭飼養の肥育農場)	・肥育豚250頭で黄色水様性下痢

☆☆☆☆☆☆飼養衛生管理の再徹底を！☆☆☆☆☆☆

- 飼養衛生管理基準の再確認
- 農場出入り車両及び人の消毒の徹底
- 肉を含む可能性がある食品残さを餌として利用する場合は適切な加熱処理を行う
- 野生動物を農場へ侵入させない
- 死亡豚と野生動物との接触防止、家畜が死亡した際は処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管する



豚の様子がおかしいな、と思ったら…
東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

まだ出していない方へ
定期報告書の提出をお願いします！